

高知県災害福祉支援ネットワーク会議研修部会設置要綱

(設置)

第1条 高知県災害福祉支援ネットワーク会議設置要綱第4条第4項の規定に基づき、高知県災害福祉支援ネットワーク会議研修部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 部会は、高知県災害派遣福祉チームの養成・充実を図るために実施する各種研修について、研修内容に関する必要な事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 部会は、以下の事項について協議を行うものとする。

- (1) 災害派遣福祉チーム養成研修に関する事
- (2) 災害派遣福祉チームスキルアップ研修に関する事
- (3) 災害派遣福祉チームリーダー研修に関する事
- (4) 災害派遣福祉チーム実地研修に関する事
- (5) その他災害派遣福祉チームの研修に関する事

(構成)

第4条 部会は高知県災害福祉支援ネットワーク会議の構成団体に所属する者の中から会長が指名した者で構成し、部会員の合計は5名以内とする。

- 2 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し会務を掌握する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(運営)

第5条 部会の会議は部会長が招集し、議長となる。ただし、第1回目の会議については、事務局が招集するものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、高知県災害福祉支援ネットワーク会議事務局に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。